

## 【財政健全化法の概要について】

### ■ 健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（①実質赤字比率，②連結実質赤字比率，③実質公債費比率，④将来負担比率の4指標）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

### ■ 財政の早期健全化

#### 1 財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

#### 2 財政健全化計画の策定手続など

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事への報告が必要となります。

また、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表することになります。

#### 3 国等の勧告等

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事から、勧告を受けることとなります。

### ■ 財政の再生

#### 1 財政再生計画

健全化判断比率のうち、①実質赤字比率，②連結実質赤字比率，③実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

#### 2 財政再生計画の策定手続、国の同意など

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣への報告が必要となります。

財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができます。

また、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表することになります。

#### 3 地方債の起債の制限

財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなります。

#### 4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

財政再生計画に総務大臣の同意を得た場合は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が計画期間内の地方債（再生振替特例債）を起債することができます。

#### 5 国等の勧告，配慮

財政の運営が財政再生計画に適合しないと認められるときは、総務大臣から予算の変更等必要な措置を受けることとなります。

再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について、国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行います。

### ■ 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業毎に資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表します。

経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。仕組みは健全化判断比率の早期健全化基準と同様です。

### ■ その他

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。